

## 西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[共用型]実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと「福祉のまちづくり条例（平成4年10月9日兵庫県条例第37号）」の理念を実現することを目的とする。

### (対象管理組合)

第2条 助成の対象となる管理組合は、1棟につき住戸数が21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のもの及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。以下「対象共同住宅」という。）の管理組合（以下「対象管理組合」という。）とする。なお、一の管理組合が管理する複数棟で一連の工事が行われる場合、当該複数棟を1棟とみなし、この規定及び第7条第6項の規定を適用するものとする。

### (対象経費等)

第3条 助成の対象となる経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費（別表1に定める各改造場所において、当該改造場所毎に定める必須工事（既に当該条件を満たしているものは除く。）の全てを行わない場合は、当該改造場所の選択工事に要する経費を除く。）で、助成対象限度額を超えない範囲の経費とする。

- (1) 別表1に定める改造場所のうち、1箇所以上について整備を行うこと。
- (2) 上記の整備とは、別表1に定める改造場所毎の必須工事の全てについて、今回工事を行うか又は既に当該条件を満たしていることをいう。
- (3) 別表1に定める助成対象工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によること。

### (助成額)

第4条 1棟につき、改造に要した第3条の規定により算出した対象経費の額に応じて、別表2に定める助成額を助成するものとする。

### (申 請)

第5条 住宅改造の助成を受けようとする場合は、対象管理組合の代表者が、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改造工事[共用型]助成申請書
- (2) 委任状[共用型] ※申請事務を委任させる場合

- (3) 住宅改修工事[共用型]念書
  - (4) 総会議事録（写し）
  - (5) 建築年月日・戸数を証する書類
  - (6) 付近見取図
  - (7) 改修工事設計図書（平面図等）
  - (8) 写真貼付用紙[共用型] ※工事前写真
  - (9) 住宅改修工事[共用型]見積書
  - (10) 業者見積書（写し）
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 特に市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略又は他の書類に代えることができるものとする。
- 3 第1項の申請の受付は、年度予算の上限に達した時点、又は毎年11月末日（当該期日が閉庁日にあたる場合は翌の開庁日とする。）をもって終了する。

（決 定）

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定するとともに、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（工事内容等の変更）

第7条 前条の規定により通知（却下の通知は除く。）を受けた申請者は、当該決定を受けた申請内容に変更を生じた場合は、速やかに住宅改修等工事助成申請書（変更）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更内容を前条の決定に影響しないものと判断した場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請には、市長が指定する当該変更に係る書類等を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を再度決定するとともに、その旨を書面により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の決定により、前条の決定は取り消されるものとする。

（取り止め届等）

第8条 第5条第1項及び前条第1項の規定により申請を行った者が当該申請を取り下げる場合又は申請者（前条第3項の規定により通知（却下の通知は除く。）を受けた者を含む。以下同じ。）が第6条又は前条第3項の決定（以下「助成決定」という。）に基づき助成の対象となった改修工事（以下「助成決定工事」という。）を取り止める場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

（工事の着手）

第9条 助成決定工事は、助成決定の通知を受けた後でなければ着手してはならない。なお着手とは第6条の規定による通知を受けた申請者と助成事業を請け負う施工業者との契約締結を

いう。

2 前項の規定に反して助成決定の通知前に行った工事については、助成の対象としない。

(完了届等)

第 10 条 申請者は、助成決定工事完了後、速やかに、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改造等工事[共用型]完了届
- (2) 工事請負契約書または工事注文書(写し)
- (3) 写真貼付用紙[共用型] ※完了後写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があった場合は、現地調査又は完了後写真により、その内容を審査のうえ工事の完了を確認するものとする。

3 第 1 項の完了届の受付は、毎年 1 月末日(当該期日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日とする。)をもって終了とするものとする。ただし、災害等により受付できない場合は、この限りではない。

(助成金の請求)

第 11 条 申請者は、前条第 2 項の規定により工事の完了の確認を受けた後、速やかに助成金請求書に、当該工事に要した費用の領収書(写し)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、当該工事に要した費用の領収書は施工業者に対する支払いを完了した旨の書類に代えることができる。

(助成金の交付)

第 12 条 市長は、前条による請求を受けた場合は、その内容を審査し、助成金を交付する。

(取消等)

第 13 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱、助成決定の内容又は助成条件に違反した場合
- (2) 本申請に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 助成の決定後生じた事情の変更等により、助成する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の取り消しを行うときは、助成決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けた場合は、第 13 条に該当した場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(併給調整)

第 15 条 この要綱による助成を受けた対象管理組合は、この要綱による助成を受けた棟（第 2 条ただし書きの規定を適用した場合を含む。）において、この要綱による助成を再度受けることができない。

2 この要綱による助成以外の他の事業による助成を受けた管理組合は、当該改造についてこの要綱による助成を受けることができない。

3 廃止前の西宮市在宅障害者等家庭設備改善貸付事業実施要綱、西宮市住宅改造費助成事業実施要綱及び西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱による助成を受けた対象管理組合は、この要綱による助成を受けることはできない。

(雑則)

第 16 条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

別表 1

共用型に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	種別	
		必須	選択
外部出入口	出入口の開口幅を確保するための工事	○	
	引き戸等への取り替え		○
	その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの		○
敷地内通路	傾斜路又はそれに類するものの設置	○	
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○	
	その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの		○
床面	ノンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置	○	
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○	
	その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの		○
階段	手すりの設置	○	
	蹴込み板及び滑り止めの設置	○	
	その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの		○

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表2

共用型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上150千円未満	40千円
150千円以上300千円未満	75千円
300千円以上600千円未満	150千円
600千円以上900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

### 住宅改造成事[共用型]助成申請書

西宮市長 様

申請者 役職 .....

(管理組合の代表者) 氏名 ..... ⑩

〒 .....

住所 西宮市 .....

T E L .....

メール .....

西宮市人生いきいき住宅改造成事[共用型]による住宅改造成事助成について、次のとおり申請します。なお、記載事項について事実と相違が無いことを誓約いたします。

対象 管理 組合	建物名称	フリガナ		
	建物所在地	〒 西宮市		
	住宅戸数	戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21戸～50戸 (H5.10.1～H14.9.30)</li> <li>・ 21戸以上 (H5.9.30以前)</li> </ul>	
	建築年月日	竣工：昭和・平成 年 月 (着工：昭和・平成 年 月)		
建物 概要	住宅以外の用途	・なし ・あり (用途： )		
	構造・規模	構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 その他 ( )	
		地上 階、地下 階	建築面積 m <sup>2</sup> 、延床面積 m <sup>2</sup>	
改造 工事 概要	改造工事箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部出入口改造</li> <li>・ 敷地内通路改造</li> <li>・ 床面改造</li> <li>・ 廊下等改造</li> <li>・ 階段改造</li> </ul>		
	着工予定年月日	年 月 日	工事完了 予定年月日	年 月 日

### 住宅改造工事[共用型]助成申請書(変更)

西宮市長 様

役 職 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(管理組合の代表者) 住 所 西宮市 \_\_\_\_\_

電 話 (        )        —

(変更前の事項)

決定番号	共用型 第	号	決定年月日
建物名称			
管理組合名			
建物所在地			
助成決定額(税込)			

(変更する事項)

内 容	
理 由	



## 住宅改造工事[共用型]念書

年 月 日

西宮市長 様

申請者 役職.....

(管理組合の代表者) 氏名..... (印)

住所 西宮市.....

私は下記建築物の管理組合の代表者として、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[共用型]による助成を受けて建築物の改造等をおこなうものです。

建築物の改造等をおこなうことによるいかなる紛争が生じたとしても、当方で責任を持って対処し、貴市に決して迷惑をかけるようなことはいたしません。

### 記

建物名称	フリガナ
建物所在地	西宮市
住宅戸数	戸

# 住宅改修工事[共用型]見積書

※太枠内をご記入ください

申請者	役 職 : _____ 氏 名 : _____ 住 所 : _____
施工業者	会 社 名 : _____ 代表者名 : _____ 住 所 : _____ 電話番号 : _____ F A X : _____ メ ー ル : _____

改造箇所	対象工事費(税込)
外部出入口	
敷地内通路	
床面	
廊下等	
階段	
合計	

助成額算定表		
	対象工事費の合計(税込)	助成額(税込)
<input type="checkbox"/>	75,000以上～150,000未満	40,000
<input type="checkbox"/>	150,000以上～300,000未満	75,000
<input type="checkbox"/>	300,000以上～600,000未満	150,000
<input type="checkbox"/>	600,000以上～900,000未満	250,000
<input type="checkbox"/>	900,000以上	300,000
助成決定額		

※助成対象工事費とは  
**【材料費】【施工費】【解体費】**  
**【処分費】【諸経費】【消費税】**  
 が対象となります

様式第2-1号(第5条関係)

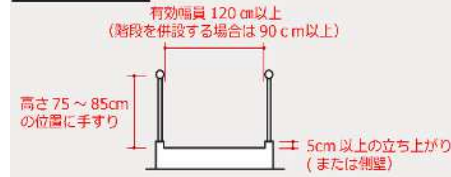
■助成対象工事内訳書 ※電子データによる記入の際は、太枠内の欄に金額をご入力ください。自動計算を行いますので、太枠欄以外は入力できません。(1円未満切り捨て)

改造場所	助成対象工事		助成対象工事費 (税込)
外部出入口	必須	出入口の開口幅を確保するための工事 (有効幅80センチ以上)	
	選択	引き戸等への取り換え	
		その他( )	
小計			
敷地内通路	必須	傾斜路又はそれに類するものの設置	
		傾斜路を設置した場合の手すりの設置	
	選択	その他( )	
小計			
床面	必須	ノンスリップ化	
	小計		
廊下等	必須	傾斜路又はそれに類するものの設置	
		傾斜路を設置した場合の手すりの設置	
	選択	その他( )	
小計			
階段	必須	手すりの設置	
		蹴込板及び滑り止めの設置	
	選択	その他( )	
小計			
合計			

【注意事項】

【傾斜路(スロープ)について】

スロープ横断面図



スロープ縦断面図



- ・スロープの形状は上図のとおりとする。ただし、高低差16cm以下の場合には勾配を1/8を超えないものとするができる。
- ・勾配が1/20以下の場合には踊り場の設置は不要。

■勾配の計算方法

【例】段の高さが20cm で〈勾配〉1/12 のスロープを設置する場合

$$20\text{cm} \times 12 = 240\text{cm} \quad \text{スロープの長さは } 240\text{cm} (2.4\text{m}) \text{ となります。}$$

【床のノンスリップ化について】

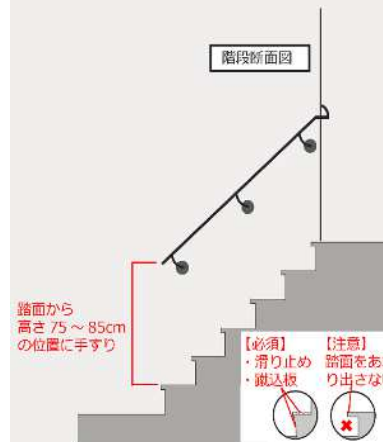
- ・ノンスリップ化工事の工法については事前に相談下さい。
- 【工事例】滑りにくいタイルやシートに張り替える。既存タイルに薬剤を散布し滑りにくくする 等
- ・当初施工時に滑りにくい部材で施工したものが経年劣化により、すべりやすくなった場合は対象外。
- ・共用部の滑りやすい床を全て、滑りにくい材料で仕上げること

【例】5階建てマンションの床のノンスリップ化の場合

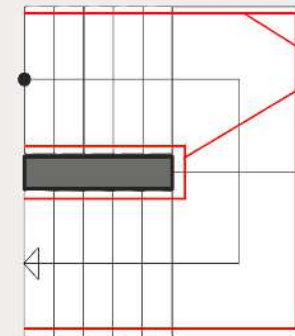
①1階～5階までの床が同一部材で滑りやすい → 1階～5階の全ての床をノンスリップ化

②1階タイル(滑りやすい) 2～5階シート(滑りにくい) → 1階のタイル部のみノンスリップ化

【階段の基準について】



階段平面図



- ・手すりは地上階から屋上階まで連続して設置する
- ・手すりは階段の両側につけることが望ましい。※片側だけでも可

様

西宮市長 印

### 住宅改造工事〔共用型〕助成決定通知書

付で申請のあった西宮市人生いきいき住宅改造助成事業〔共用型〕による住宅改造工事については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定番号	共用型	号	決定年月日	令和 年 月 日
対象 管理組合	代表者 氏名			
	代表者 住所	TEL		
	建物名称			
工事名称				
施工業者	会社名			
	住所			
金額等 (税込)	契約金額(円)	自己負担額(円)	助成額(円) (※公費負担額)	

#### 注意事項

1. 助成金は、現地調査又は完了後写真等により申請内容等の確認を行った後、申請者若しくは施工業者に支給します
2. 次に掲げる行為を行って助成金の交付を受けた場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命じます
  - (1) 助成決定を受けた工事以外の目的に使用した場合
  - (2) 受給資格がないにもかかわらず故意又は過失により助成金の支給を受けた場合
3. 当該事業の助成を受けた棟は、再度当該事業の助成を受けることはできません

様

西宮市長 印

住宅改造工事[共用型]助成決定通知書 (変更)

付で変更申請のあった西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[共用型]による住宅改造工事については、次のとおり決定しましたので通知します。

変更 決定番号	共用型	号	変更 決定年月日	令和 年 月 日
対象 管理組合	代表者 氏名			
	代表者 住所	TEL		
	建物名称			
工事名称				
施工業者	会社名			
	住所			
金額等 (税込)	契約金額(円)	自己負担額(円)	助成額(円) (※公費負担額)	

注意事項

1. 助成金は、現地調査又は完了後写真等により申請内容等の確認を行った後、申請者若しくは施工業者に支給します
2. 次に掲げる行為を行って助成金の交付を受けた場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命じます
  - (1) 助成決定を受けた工事以外の目的に使用した場合
  - (2) 受給資格がないにもかかわらず故意又は過失により助成金の支給を受けた場合
3. 当該事業の助成を受けた棟は、再度当該事業の助成を受けることはできません

西すまい指令第 号  
年 月 日

様

西宮市長 印

### 住宅改造工事〔共用型〕助成申請却下通知書

年 月 日 付で申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業〔共用型〕  
による住宅改造工事については、次の理由により助成できませんので通知します。

助成ができない理由

.....

.....

.....

.....

.....

西すまい指令第 号  
年 月 日

様

西宮市長 印

住宅改造工事[共用型]助成申請(変更)却下通知書

年 月 日 付で申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[共用型]  
による住宅改造工事については、次の理由により助成できませんので通知します。

助成ができない理由

.....  
.....  
.....  
.....  
.....





西宮市長様

（管理組合の代表者）役職.....氏名.....印

※押印は申請時と同一のものに限ります

住 所 西宮市.....

### 住宅改造工事[共用型]完了届

西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[共用型]による次の住宅改造工事が完了しましたので工事の完了後写真を添えて報告します。

決定番号	共用型	号	決定年月日	年	月	日
対象 管理組合	建物名称					
	建物所在地					
工事名称						
施工業者	業者名	会社名	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
		代表者名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>			
	住所		電話番号			
	工事完了日	年	月	日	備考	

※押印は申請時と同一のものに限ります

以下記入不要

上記住宅改造工事については、年 月 日に

（現地調査 完了後写真）にて 工事の完了 を確認しました

確認者所属 西宮市 すまいづくり推進課

確認者職氏名 .....印

# 助成金請求書

[共用型]

西宮市長様

申請者 役職

(管理組合の代表者) 氏名

印

※押印は申請時と同一のものに限ります

住所 西宮市

金額 \_\_\_\_\_ 円

申請者	口座振込依頼書		
	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別	普通・当座	口座番号

## 注意

- ・記入の訂正は、申請者の訂正印(申請時と同一のもの)以外は認められません